



すこやか寄付 【夏の募金】のお願い

(期間:2022年8月20日~9月30日)



認定 NPO 法人
HANDS (Health and Development Service)



皆さまのご支援により HANDS の活動で、多くの赤ちゃんや子どもがスクスクと健やかに成長していくことができます。

- HANDS の主な活動 -



・農村部で小学校から地域へと育むモリンガを活用した持続可能な栄養改善事業



・幼児の栄養改善事業
・小学校とコミュニティでのアグロフォレストリー普及事業



・山岳地域の女性が元気に暮らせる村づくり事業 (女性が安心して子どもを産み育てられる村づくり)



・母子手帳に関する情報提供 / 講師派遣
・リトルベビーハンドブックの普及推進、保護者サークルへの支援活動

寄付方法

お振込またはクレジットカードでご寄付いただけます。

- ・郵便振替口座 00170-6-40976
- ・三菱 UFJ 銀行 本郷支店 普通 0015114
※口座名義共に「特定非営利活動法人 HANDS」
- ・クレジットカードはホームページよりアクセス下さい。



<https://www.hands.or.jp/>

※ご入金後に会員種別または寄付指定事業をお知らせ下さい。☎ info@hands.or.jp ☎03-5738-7135



その他のご支援方法

活動をより充実させ、より広く一般に知っていただけるよう、皆様からのご支援をお願いしております。

会員になる

- ・正会員 (会員総会での発言権、議決権あり) — 個人:10,000 円/年 法人:100,000 円/年
- ・賛助会員 — 個人: 5,000 円/年 法人: 50,000 円/年

寄付をする

- ・マンスリーサポートプログラム: 毎月 500 円からのご希望額をクレジットカードでお引落し (手数料は HANDS 負担)
- ・好きな時に、好きな額、活動を選んで応援:
 1. ケニア事業
 2. パプアニューギニア事業
 3. シエラレオネ事業
 4. 母子手帳活動
 5. リトルベビー活動
 6. HANDS 全体(活動指定なしの寄付も可能です。)

— HANDS は認定 NPO 法人です —

「認定 NPO 法人」とは NPO 法人のうち「一定の基準を満たしている」と諸官庁が認めた法人のことで、認定 NPO 法人への寄付は次のような税制待遇の対象となります。

[個人の場合]「寄付金控除」を受けることができます。寄付額の 40 パーセントが戻ってきます。

[相続人が相続財産を寄付した場合]寄付した相続財産は相続税が非課税になります。

(認定) 特定非営利活動法人

HANDS (Health and Development Service)

HANDS は 2000 年に設立し、2001 年に法人格を取得しました。

代表理事: 横田雅史 (シェア=国際保健協力市民の会理事)

シニアテクニカルアドバイザー: 中村安秀(日本 WHO 協会理事長)

所在地: 〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 3F

☎ info@hands.or.jp ☎03-5738-7135



www.facebook.com/ngohands



@npoHANDS



@ngohands

npo hands

